

人間文化研究機構人間文化研究創発センターデジタル・ヒューマニティーズ（DH）推進室
設置要項

令和5年3月27日

人間文化研究創発センター長決定

(設置)

第1条 人間文化研究機構人間文化研究創発センター組織運営規程第10条第3項の規定に基づき、人間文化研究創発センター（以下「創発センター」という。）に、デジタル・ヒューマニティーズ（DH）推進室（以下「DH推進室」という。）を設置する。

2 DH推進室の組織及び運営に関する必要な事項は、本要項の定めるところによる。

(組織)

第2条 DH推進室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 副センター長（DH担当）
- (2) 創発センター研究員（DH担当）
- (3) 機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長が推薦する職員 各1名
- (4) その他機構長が必要と認める者

(業務)

第3条 DH推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) DH促進事業の企画立案及び実施に関すること
- (2) 機構及び機関の研究活動におけるデジタル・トランスフォーメンションの企画立案及び実施に関すること
- (3) その他機構及び機関が保有する研究データ及び研究資源の構築、管理、共有及び活用に係る企画立案及び実施に関すること

(任命)

第4条 第2条第3号及び第4号室員は、人間文化研究機構職員任免規程第2条第9号に定める「機構内併任」とする。

(任期)

第5条 第2条第3号及び第4号室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第6条 DH推進室に室長を置き、第2条第1号の者がその任に当たる。ただし、室長に事故等があるときは、室長があらかじめ指名した室員がその職務を代行する。

(DHコアメンバー会議)

第7条 第3条に規定する業務について機構本部内での調整、検討等を行うために、DH コアメンバ
一會議（以下「コア会議」という。）を置く。

2 コア会議は、室長及び第2条第2号室員で組織する。

3 コア会議は、室長が主宰する。

4 その他コア会議の運営に関し必要な事項は、コア会議において定める。

（庶務）

第8条 DH 推進室の庶務は、本部事務局研究企画課において処理する。

（その他）

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は創発センター長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年7月1日から施行する。

2 この要項によって最初に選出される第2条第3号及び第4号の室員の任期は、第4条の規定
にかかわらず、令和7年3月31日までとする。